

令和5年4月6日に公告した「橋梁工事 上部工(市道635号線 観音橋)[宇都宮市大谷町]」の一部を次のとおり改正したので、公告する。

令和5年4月25日

宇都宮市長 佐藤 栄一

- ・設計書 科目内訳表 頁 0-0061
ベント設備（設置・撤去+損料）
「架設工具損料」項目を追加する。
- ・設計書 科目内訳表 頁 0-0061
ベント設備（設置・撤去+損料）
「ラフテレーンクレーン[油圧伸縮ジブ]賃料排ガス1次」を
「移動式クレーン運転 ラフテレーンクレーン」に改正する。